

反核医師ジャーナル

第87号 発行：核戦争に反対する医師の会・愛知

2022年10月5日

vol.41 No.2

(名古屋市昭和区妙見町19-2
愛知県保険医会館気付
TEL052-832-1345)

核兵器禁止条約署名国共同声明

核兵器の存在は 私たちの生存そのものを 脅かす



- ◆核兵器の存在は、すべての国の共通の安全保障を低下させ、脅かす。実にそれは、私たちの生存そのものを脅かす。
 - ◆核兵器による壊滅的な人道的帰結は、適切な対処を不可能とし、(略) 生存権の尊重とは相いれない。
- (NPT再検討会議での核兵器禁止条約締約国・署名国の共同声明より)

反核医師の会 40周年記念講演会

被爆医師として

核なき世界を展望する

核戦争に反対する医師の会・愛知は、七月十日（日）の午後、協会伏見会議室で四十周年記念講演会を開催した。講師は、長崎大学名誉教授の朝長万左男氏で、「被爆医師として原爆百年目の核なき世界を展望する」をテーマに講演した。現地に三十二人、WEBで三十四カ所の参加があつた。以下朝長氏の講演の要点を紹介する。

最近の核情勢

二〇二二年一月に五大核保有国（米英露仏中）が核戦争や軍拡競争を防ぐため「核戦争に勝

者なし」と共同宣言を発表した。素晴らしい宣言が出たと思った。しかし二月二十四日にロシアがウクライナを侵攻、ブータン大統領が核兵器を使用すると威嚇発言をした。それに触発されて

日本国内で核共有議論が叫ばれたが、岸田首相は「非核三原則があるので、核共有については議論しない」とはつきり言っている。アメリカでは核態勢見直しの議論

朝長万左男氏（長崎大学名誉教授（血液内科）、核廃絶地球市民長崎集会実行委員長）

が、岸田首相は「非核三原則があるのに、核共有については議論しない」とはつきり言っている。

TPNWは二〇二一年一月に発効し、核兵器が国際法上、明確に違法だと定めている。六月に初めて開かれた第一回TPNW締約国会議ではウイーン宣言が採択された。オーストリア大使のクメント氏が議長を務め、精力的に取りまとめた。それどころか、核兵器国は宣言の冒頭には、核廃絶への決意の再確認、TPNW条約の完全履行への道筋を示すこと、被爆者・核被害者・オブザーバーなど幅広い参加を歓迎する旨が記された。

また、核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響は対処が不能であることや、このような恐ろしいことは、今のところは収まっている。

TPNWは二〇二一年一月に発効し、核兵器が国際法上、明確に違法だと定めている。六月に初めて開かれた第一回TPNW締約国会議ではウイーン宣言が採択された。オーストリア大使のクメント氏が議長を務め、精力的に取りまとめた。それどころか、核兵器国は宣言の冒頭には、核廃絶への決意の再確認、TPNW条約の完全履行への道筋を示すこと、被爆者・核被害者・オブザーバーなど幅広い参加を歓迎する旨が記された。

また、核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響は対処が不能であることや、このような恐ろしいリスクがあるにも関わらず、核保有国も核の傘のある国々も核兵器への依存を減らすための真剣な措置をとっていないことを深く懸念していると記され



朝長万左男氏（長崎大学名誉教授（血液内科）、核廃絶地球市民長崎集会実行委員長）

の中、バイデン大統領が核の先制不使用声明を発出しようとしたが、日本やドイツなどの核の傘の下にある国々から安全が保障されないと政策維持の要望があり、残念ながら声明は見送られた。

二〇二二年六月の第一回核兵器禁止条約（以下TPNW）締約国会議に続いて、八月には核不拡散条約（以下NPT）再検討会議が開催される。ロシア出席のもの、全会一致で最終文書が採択できるかが注目される。

今世界の核軍縮は明らかに停滞しており、核弾頭は全く減っていない。TPNWとNPTをどのように進めて、核なき世界を実現していくのかが問題となるている。

ウイーン宣言のポイント

- 核が二度と使われないことを保証する唯一の手段は「核なき世界」。即時行動が必要
- 9カ国が依然計1万3000発の核弾頭を保有していることを強く懸念。いかなる状況でも核の使用や核による威嚇をしないことを要求
- 保有国も「核の傘」の下にいる同盟国も核への依存を減らす真剣な取り組みをしていない
- 核軍縮を前進させるための被爆者の献身を称賛。今後も協力を

ウイーン宣言を現実に

採択されたウイーン宣言を実現するためにウイーン行動計画が採択された。

TPNWを動かしていく上で最も重要なことはすべての地域で条約加盟に向けて取り組み、締約国を増やし、条約を普遍化することだ。世界には、五つの核保有国、約三十の核の傘の国々がある。行動計画には、「核兵器の影響を受けている条約未加盟国と協力。核保有国や核抑止に頼る国に関与し、対話の機会



である。行動計画には、「核兵器の影響を受けている条約未加盟国と協力。核保有国や核抑止に頼る国に関与し、対話の機会

を設ける」と明記されている。しかし、核保有国や核の傘の下にある国々に対し、今後どう行動計画には明記できていない。加盟してくださいと言ふ以外に方策が思い当たらないことが最大の問題で、私たちの前に大きくな立ちはだかっている。

核廃棄の透明性と核被害者支援

行動計画には、核廃棄を検証する国際的な機関の指定について、次回来年十一月のTPNW

締約国会議までに議論することが明記された。核保有国が核兵器を減らしても実際に減つたことを検証するすべがないことは核軍縮が進まない要因の一つだ。

しかし、実際に他国や第三者機関が入って検証することは非常に難しい。過去に旧ソ連の核兵器を解体した時、アメリカの核専門家が毎年何千人も調査に入り、ようやく何千発か減った。それはすさまじい作業量で、今のTPNWには検証を行う財政力と人員はなく、非常に難しい問題だ。

オブザーバー参加の国々と日本

W第六条、七条の核被害者支援の条項具体化のために、核の被害者らの関与をすすめ、被害者支援と環境改善計画を策定することも明記された。日本のNGOからも提案している、核使用や核実験の被害を受けている国々に対する国際的な信託基金創設の可能性を議論することも行動計画に盛り込まれた。

TPNWとNPTの相互補完性

TPNWとNPT再検討会

議の相互補完性については、強調して記されている。ここも非常に重要で、NPTは核保有国が中心で、核兵器を禁止する条項はなく、あくまでも核保有国に対して核軍縮を求めている条約。TPNWは非核保有国による核兵器の禁止条項が並ぶ条約。この二つの条約を合わせれば非常に良いものになる。二つの条約を調整するために、非公式の調整担当を任命することが決められた。

今後の展望と課題

もし今後ドイツ、オランダなどがTPNWに署名、加盟した場合、大きな突破口が開かれる可能性がある。TPNWが軌道に乗れば原爆百年目を迎える頃に明るい展望が持てるかもしれない。しかし、そこに至るまでには様々な課題がある。各国の核政策を最終的に政府が決めさせるのは国民で、日本ながらも、オブザーバーとして出席している。ドイツは、TPNW締約国会議で、「自分たちはNATOの一員なのでTPNWに入ることはできない。しかし、将来の核なき世界を目指して、いつかは核に依存する状況から離脱できるよう努力している。そういう意味ではTPNW加盟国と同じ道を歩むことができる」と述べている。オランダやオーストラリア、スイスなども同様のスタンスで、どの国も核なき世界を目指すことを強調していた。岸田首相も核なき世界を目指すと言いに行けばよかつたが、アメリカに忖度してプレーしかかったのだろうか。

※朝長氏が六月に開催された第一回核兵器禁止条約締約会議で発言した原稿は別紙をご参照ください。

”核の全廃を実現する明確な約束“ N P T 最終文書案に残る

（）核禁条約が影響

八月一日から二十六日までアメリカのニューヨーク国連本部で第十一回核不拡散条約（N P T）再検討会議が開催された。N P Tとは核兵器保有を米ロ英仏中の五カ国に特権的に認める代わりに核軍縮を義務づけ、他国の核保有は禁じる国際条約で一九七〇年に発効し、百九十一カ国が加盟している。原則五年ごとの再検討会議で核軍縮の進展などを点検している。本来二〇二〇年に開催予定だったが、コロナパンデミックで延期され、七年ぶりの開催となつた。今回は、核兵器禁止条約（以下核禁条約）締約国会議が二〇二二年六月に開催され、ウイーン宣言、行動計画が採択された中、またロシアによるウクライナ侵略という緊迫した情勢の中での開催に注目が集まつた。

核軍縮の責務を果たすべき

結果として、最終文書案は採択できず決裂した。ザボロジエ原発の管理などを巡る文言にロ

シアが最後まで反対したからだ。しかし決裂を招いたロシアだけが悪いわけではなく、核保有国がN P T第六条の核軍縮義務をきちんと履行していないことが大きな問題だ。多くの国が「核保有国の抑止力論や核増強がN P T体制を分断し、弱体化させている」

（南アフリカ）と指摘し、過去の第六条の履行の合意を時間枠や基準を設けて実践するよう求めた。

しかし、核保有国は「国際的な安全保障の悪化」などを理由に核廃絶の要求に背を向けた。核弾頭数は減少傾向が続くが、各国は核兵器の更新や近代化を進めている。五カ国は二〇二二年一月、「核戦争に勝者はいない」との共同声明を出した。今回の会議の文書案にもそれが盛り込まれた。

核禁条約の重要性

核禁条約に賛同する国々は、最終文書案で核兵器の非人道性を再確認し、「核禁条約がN P Tを補完」と明記するよう求めた。核保有国が「N P Tと核禁条約は矛盾する」と非難する中、最終文書案には核禁条約の採択を「認識する」とし、「第一回締約国会議が開催された」とはつきり認めたことは、核禁条約がN P Tに大きな影響を与えてい

原水爆禁止世界大会 広島・長崎から世界へ 核廃絶の声を伝えよう

今年も「被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のために」をテーマに原水爆禁止二〇二二年世界大会国際会議・広島大会が八月四日から六日、長崎大会が八月九日にオンラインと現地とで開催された。

反核医師の会・愛知は八月六日（土）の広島大会の視聴会を保険医協会伏見会議室で



ン宣言が重視した、核兵器の使用・実験で影響を受けた人々と地域社会への支援、環境修復、ジエンダーの視点、核軍縮プロセスへの市民社会の参加促進なども新たに最終文書案には反映されている。

メキシコは核禁条約の締約国・署名国による共同声明で、「核禁条約がかつてなく必要とされる中、核保有国と非保有国の橋渡し役を目指す日本政府は今こそけん引すべきだ。核軍縮の継続で、核禁条約は常に決裂を受け、核禁条約はますます重要なことになつた。被爆者はN P Tに大きな影響を与えていました」と訴えた。二〇一五年

れる中での大会となり、大きな注目を集めた。

中川代表、橋詰会員、保険医協会事務局六人が参加した。

開会式には、核兵器禁止条約締約国会議の議長を務めたオーストリアのクント大使や、N P T再検討会議軍縮委員会議長のマレーシアのサイード・モハメド・ハスリン国連大使もオンラインで参加し発言した。

広島大会で採択された「広島宣言」は、核使用の危険を前に、その危険の根絶には廃絶しかないこと、禁止条約を力に市民運動と各国政府の共同を呼びかけた。



講師の坂本龍雄氏

アレルギーを防ぎ 健康な暮らしを

被爆者相談会に講師派遣

反核医師の会・愛知は六月十八日（土）の午後、愛知県原水爆被災者の会（愛友会）の依頼で、名古屋都市センター（名古屋市中区）で開催された被爆者相談会の健康講座に講師派遣の協力を行つた。参加者は十二人。

この相談会は毎年愛友会が愛知県からの委託で開催しており、最初に県の担当者から被爆者に対する各種手当について説明があつた。

健康講座では、坂本龍雄氏（核戦争に反対する医師の会・愛知事務局長、日進おりど病院）が

「手に入れようアレルギーのない暮らし」のテーマで講話した。坂本氏は、アレルギー反応が起る仕組みや、生活環境に潜む花粉・ダニ・カビ・化学物質などのアレルゲンを紹介。八項目のアレルギー度チェックシートを示しながらアレルゲンに暴露した時にだけ症状が出現するタイプの喘息や、アレルギー性鼻炎などについて説明した。肌からアレルゲンが侵入しやすくなる湿疹を防ぐために保湿・

保溼が大切であること、布団・カーペットのダニを死滅させるために有効な方法などについて解説した。

この他、六月十二日（日）に江南市役所で平井長年氏（反核医師の会会員・尾張健友会千秋病院）が、六月二十六日（日）に豊橋市民センター（リオンビルで浅海嘉夫氏（医師の会世話人・あさみクリニック）が、七月三日（日）に名古屋都市センターで吉岡モモ氏（医師の会世話人、名南会名南病院）が講師を担当し

いた。

被爆者に寄り添い、 核兵器廃絶を実現しよう

被爆者支援ネットが総会

七月二十三日（土）午後、反核医師の会・愛知も参加するあいち被爆者支援ネットワーク（被爆者支援ネット）が保険医協会伏見会議室で総会を開催した。

参加者は二十四人。反核医師の会からは中川武夫代表と早川純午会員が参加した。

被爆者支援ネットは、原爆症認定集団訴訟が始まった二〇〇三年に、訴訟支援・被爆行政の転換、核廃絶をめざす運動をすすめようと結成。愛知での訴訟終結後も、被爆者を支える活動と被爆の実相を広げ、核廃絶を求める運動に取り組んできた。

記念講演に直野章子氏（京都大学准教授）を招き、「ウクライナ戦争勃発後に平和と被爆体験の継承を考え」と題して講演いただいた。直野氏は戦争勃発後の各紙世論調査を紹介。憲法を変える必要があるとの回答が五〇～六〇%あるが、その詳細は「憲法九条は変えない方が良い」は約六〇%、「戦争放棄

「黒い雨と被爆」 国は被爆者と認めよ

被爆者に寄り添い、 核兵器廃絶を実現しよう

広島の原爆投下後に降った「黒い雨」を浴びた方たちが自分たちも被爆者と認めようと裁判に訴え、二〇一二年七月、

広島高裁は「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定できない事情の下に置かれていた者」と解されると、被爆者援護法上の被爆者と認められた。黒い雨に打たれていたとしても、空気中の放射性微粒子を吸うなどの内部被曝に言及する画期的なものである。

この改正は必要ない」が八〇%という結果で、「非核三原則を維持すべき」も七〇%を超えるなど、被爆者の「自分たちのようない苦しみは、世界中の誰にも二度と味わわせたくない」という思いを国民が引き継いでいることを感じる数字と述べた。

直野氏は、被爆者の思いと、その生き様に触れた支援者の「同伴者」としての主体化で、「ふたたび被爆者をつくらない」運動の持続を呼びかけた。

しかし、手帳の取得には十種類の疾病のいずれかにかかることがある。また、胎内被爆者の審査基準がないことの不備も指摘されている。

そして長崎でも同様の状況があるにも関わらず、認定指針からは全く除外されており、被爆した客観的な事実と認定を求める報告書をまとめた。国は、広島でも長崎でも実態に沿い、一日も早く被爆者と認めるべきだ。

講演後、原爆症認定訴訟の弁護団から訴訟による成果と今後の課題について、事務局から活動報告・会計報告があった。討論では広島の「黒い雨訴訟」後の手帳申請の動きや、同様の状況でも手帳交付から全く除外されている長崎の現状について交流した。愛知県内で現在十人の手帳申請があること、高齢のため何らかの援助が必要ではないかと課題が述べられた。

核戦争に反対する医師の会・愛知も参加する被爆者支援ネットと愛知県原水爆被災者の会は、八月二十日（土）、二十一日（日）に金山総合駅コンコース・イベント広場で「原爆と人間」パネル展を開催した。今年はロシアによる核の脅威が強まる中、核なき世界の実現に向け市民に被爆の実相を伝えようと企画。今年で二回目となるパネル展には、二日間で約六千人以上が来場

傷を負つてさまよう人々や、爆風で飛んできたがれきに埋もれ亡くなつた人々の姿など並んだ。高校生が描いた絵には、生徒が被爆者から聞いた体験談の感想や絵を描いた思い、体験を語つた被爆者のコメントが添えられており、多くの人が足を止めて、絵やコメントに一点一点じっくり見入っていた。

「原爆と人間」パネル展 被爆の実相伝える

被爆者支援ネット 金山で開催



した。

今年も「原

爆と人間」パ

ネル約六十点

の他、広島市

立基町高校の

創造表現コー

スの生徒が、

被爆者の証言

を聞き取つて描

一年かけて描

いた「次世代

と描く原爆の

絵」を約三十

点展示した。

原爆投下後

の焼かれた街

で全身に大火

反核医師の会

総会を開催

核戦争に反対する医師の会・

愛知は、七月十日（日）の四十

周年記念講演会終了後に、総会

を開催し、一人が参加した。

二〇二二年度の活動を報告し、

異議なく承認された。二〇二二

年度の活動方針として、反核医

師のつどいin兵庫への参加を促

すこと、原爆パネル展に協力し

ていくことなどを提案した。そ

の他、核兵器をめぐる様々な問

題、原発の問題など、情勢に見

合つた活動をすすめていくこと

を確認した。



●会費納入のお願い●

■「核戦争に反対する医師の会」

三菱UFJ銀行・八事支店(普)010-8297

※二〇二二年度の会費（五千円）の納入をお願い致します。会費がまだの先生には振込用紙を同封していますのでその用紙をご利用いただくなされ、左記の銀行口座にてお振り込みください。
いましたら、左記あてにお問い合わせ下さい。

「黒い雨」被爆者・被爆者行脚の学習会

とき:10月15日（土）12時30分～14時45分

ところ:愛知県保険医協会伏見会議室

（名古屋市中区錦1丁目13-26）

参加費:無料

12:30～13:30 被爆者行脚事前学習会

13:30～14:45 「黒い雨」被爆者学習会

講師:小山美砂氏（毎日新聞記者、『黒い雨』訴訟（集英社新書）著者）

※オンラインで講演いただきます。

「黒い雨」訴訟著者の小山さんに、なぜ黒い雨被爆者が切り捨てられてきたのか、黒い雨訴訟の意義を語っていただきます。

会の前半は、愛知の被爆者が50年以上続ける県内すべての自治体を訪問する被爆者行脚の事前学習会を行います。

※zoom参加もできます。気軽に申し込みください。

メールアドレス:t-nagao@kita-houritsu.com

主催:あいち被爆者支援ネットワーク ☎052-325-7901

